

## 水害対策強化に係る整備内容について

| 区分                             | 内容  |
|--------------------------------|---|
| 水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備 | <p>エレベーターの設置(想定される浸水深(高)以上の階(中間階を含む。)にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。)</p> <p>高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修</p> <p>車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置</p> <p>排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置(建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの)</p> <p>その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備</p> |
| 浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備  | <p>想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設</p> <p>電気室等の扉の防水扉への改修</p> <p>高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板(脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。)の設置</p> <p>その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備</p>  |